

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 4. 4 第 196 回国会第 7 号

4 月 4 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 20 号） 生活保護法等の一部を改正する法律案（池田真紀君外 9 名提出、衆法第 9 号）

- ・加藤厚生労働大臣、高木厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者池田真紀君（立憲）及び初鹿明博君（立憲）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

三ッ林裕巳君（自民）

- ・生活困窮者を取り巻く現状認識とともに、生活困窮者自立支援法を改正し、基本理念の創設や生活困窮者の定義の見直しを行う趣旨について伺いたい。
- ・今回の生活保護基準の見直しの考え方及び子どものいる世帯への配慮の内容について伺いたい。
- ・昨年改正された社会福祉法に基づく地域共生社会の実現に向けた取組と今回の生活困窮者自立支援法の改正との関係はどのようになっているのか。

中野洋昌君（公明）

- ・生活困窮者自立支援制度について、これまでの成果と今回の改正の趣旨を伺いたい。
- ・新たな日常生活支援を実施するに当たっては、基準等について事業者を含めた協議会などの場で丁寧な議論を行う必要があると考えるが、今後の取組を伺いたい。
- ・生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援に当たっては、子どもの進学意欲を喚起するという観点が必要だが、政府の貧困の連鎖に対する取組について伺いたい。

山田美樹君（自民）

- ・生活保護制度の改善のため、国、都道府県及び市区町村の三者による意見交換の場を設ける必要があるのではないか。

2 厚生労働関係の基本施策に関する件

- ・加藤厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

尾辻かな子君（立憲）

- ・野村不動産に対する特別指導の決定時期について、東京

- ・住宅セーフティネット法との連携も踏まえ、生活保護受給者や生活困窮者の居住支援の強化をどのように行っていくのか。
- ・内閣提出案には生活困窮世帯の子どもの学習支援事業の充実が盛り込まれているが、学習支援にとどまらず幅を持った取組を行いやすくする内容となっているのか。

橋本岳君（自民）

- ・生活保護法第 8 条第 2 項にいう生活保護の基準及び程度の原則について、衆法提出者の認識を伺いたい。
- ・衆法で見直すこととしている生活保護基準の改定方法の具体的内容について、提出者の見解を伺いたい。
- ・後発医薬品に対する衆法提出者の認識を伺いたい。

堀内詔子君（自民）

- ・自立相談支援機関と関係機関の連携状況とともに、内閣提出案で自立相談支援事業等の利用勧奨に係る努力義務規定を設けることとした趣旨を伺いたい。
- ・生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携について、今回の内閣提出案ではどのように対応しているのか。
- ・生活保護世帯の高校生のアルバイト収入を一律に未申告と扱わず、就労意欲を削がないような現実的な対応が必要ではないか。

労働局長は特別指導の 1 週間前に自分が決めた」と説明しているが、実際には、厚生労働大臣が昨年 11 月 17 日に報告を受けた時点で決定されていたのではないかと。

- ・昨年12月26日の東京労働局長の記者会見における、野村不動産に是正勧告したという発言の有無について、同局長と厚生労働省の説明が食い違っているのではないかと。
- ・野村不動産は自社ホームページで是正勧告を受けたことを公表しており、厚生労働省も同様の事実を認めるべきではないかと。

初鹿明博君（立憲）

- ・野村不動産への是正勧告に関する記者との質疑応答の中で東京労働局長の不適切発言について、厚生労働大臣はどの部分が不適切と認識しているのか。
- ・厚生労働大臣が最初に報告を受けた昨年11月17日には野村不動産に対する調査結果が出ていたことを隠すのは、昨年12月1日の記者会見での「26日にプレゼントがある」旨の東京労働局長の発言が野村不動産に対する特別指導を指していることが分かってしまうからではないかと。
- ・野村不動産に対する特別指導を行った端緒を明らかにせず、また、東京労働局長の不適切な発言があった中で、政府には働き方改革を進める資格はあるのか。

西村智奈美君（立憲）

- ・新聞報道され、野村不動産も認めているにもかかわらず、同社に是正勧告を行ったことを東京労働局長が認めた発言はなかったと厚生労働省が判断した理由を伺いたい。
- ・違法な長時間労働が認められた企業に対する特別指導を行う法律上の根拠を伺いたい。

柚木道義君（希望）

- ・財務省における決裁文書の改ざんなど、最近の政府の公文書に関する不祥事について、厚生労働大臣の所見を伺いたい。
- ・東京労働局長が記者会見においてマスコミを是正勧告する可能性に言及したことについて、厚生労働大臣として

謝罪するとともに、同局長に対して厳正な処分を行うべきではないかと。

- ・4月6日に東京労働局長の記者会見の音声データを公表しないならば、同日に予定されている働き方改革関連法案の閣議決定は見送るべきではないかと。

山井和則君（希望）

- ・理事会提出資料の「東京労働局の記者会見の確認結果」では野村不動産に是正勧告を行ったことを認めた発言はなかったとされているが、議事録や音声データで確認して事実と異なれば厚生労働大臣の職を辞す覚悟を持って提出したものと考えてよいかと。
- ・理事会提出資料の野村不動産に対する特別指導についての厚生労働大臣への報告文書の黒塗りについては、過労死遺族や代理人が認めれば、過労死という個人情報に係る部分は開示できるのか。
- ・野村不動産に対する特別指導の端緒が過労死か否かを国民に説明できない限り、働き方改革関連法案の閣議決定は思いとどまるべきではないかと。

高橋千鶴子君（共産）

- ・東京労働局長の3月30日の記者会見における発言に関して、特別指導や是正勧告を労働局長のさじ加減で恣意的に実施できるということはあってはならないのではないかと。
- ・野村不動産に対する特別指導の実施が恣意的ではないことを明らかにするために、理事会提出資料の黒塗り箇所を全面開示するべきではないかと。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者は、現在の労働時間に関する規定のどのようなカテゴリーにいられるのか。